

【令和9年4月採用】

しそ
宍粟市職員採用試験案内



募集職種
受付期間
試験日
試験会場

学芸員
令和8年6月18日(木)～7月13日(月)
令和8年8月8日(土)
宍粟市役所(宍粟市山崎町中広瀬133番地6)

1 募集内容（職種・受験資格・採用予定人数等）

区分	職種区分	採用予定人数	受験資格等
専門職	学芸員	若干名	<p>■受験資格 次の要件をすべて満たす人</p> <p>①昭和56年4月2日以降に生まれた人 （令和9年4月1日における年齢が45歳までの人）</p> <p>②博物館法に定める学芸員の資格を有する人 （令和9年3月末までに資格を取得する見込みの人を含む）</p> <p>③学校教育法に定める大学（短期大学除く）または大学院において、考古学、歴史学、文化財学等に関する専門課程を専攻して卒業した人、または令和9年3月31日までに卒業見込みの人</p> <p>■業務内容 文化財保護に係る専門的業務（埋蔵文化財発掘調査を含む）及びその他一般行政事務</p>

【注意事項】

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
- (2) 受験申込みは、1職種に限ります。また、受付後の職種変更はできません。
- (3) 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- (4) 合格発表後に各区分における受験資格に該当しない事実が発覚した場合は、合格を取り消します。

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）とは

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験申込手続

受付期間	令和8年6月18日（木）～令和8年7月13日（月） ※インターネット（外部サイト）から申し込みください。 <u>※申込みはインターネットのみとなります。</u> ※受付期間中は、24時間いつでも申し込みができます。
------	--

申込先
(受付場所)

申込サイト（パブリックコネクト）から、エントリーしてください。
※会員登録（無料）が必要です。
※合格通知などの各種通知も、申込サイトに登録いただいたメールアドレスに通知します。

1. 下記の申込サイトへアクセスし、会員登録を行ってください。

（会員登録はこちらから↓）

<https://public-connect.jp/user/register>

（宍粟市採用情報ははこちらから↓）

<https://public-connect.jp/employer/97433>

2. マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリーを行ってください。

①マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴・自己PR等を登録

②プロフィール編集後、受験する職種区分のページへ進み、エントリー

③顔写真データをアップロードしてください。

※直近3か月以内に撮影した上半身、無帽、無背景、正面向きの画像データ（縦4cm×横3cm）をアップロードしてください。

④申込みは1回です。重複申込みの場合は、最初に入力した内容が優先となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか必ず確認してください。

⑤申込み完了後、申込み完了のメールが届きます。

3. エントリー完了（宍粟市が正式に受理）後、マイページのエントリー一覧に受験票が表示されるようになりますので、各自カラーでプリントアウトしてください。受験票は、試験当日は必ず持参してください。

4. 注意事項

①「@public-connect.jp」及び「@city.shiso.lg.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

②携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線上の障害等により、宍粟市などからのメールが受信できず、申込みができない場合があります。これらの場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。

③受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。

提出書類	<p>①歴史資料及び埋蔵文化財調査経験・研究に関する経歴書 ※今まで従事した歴史資料調査、埋蔵文化財発掘調査（大学等での実習やアルバイトを含む）について記載 ※経歴書の添付ができない場合は、申込みフォームにて同内容の項目を記載ください。</p> <p>②学芸員資格を有することが分かる書類 ※学芸員資格証明書、単位取得（見込）証明書など、博物館法第五条第1項に規定する学芸員となる資格を有すること又は資格取得見込であることを証明する書類</p> <p>③大学（大学院）の全ての卒業（修了）証明書、卒業（修了）見込の者は、卒業（修了）見込証明書</p>
------	--

<申込時の注意事項>

1. 受験申込みは、1職種に限ります。また、受付後の職種変更はできません。
2. 必ず、各種メールの受信設定を行ってください。
3. インターネット申込みに係る通信費用は、受験者自身の負担となります。
4. 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
5. 合格発表後に各区分における受験資格に該当しない事実が発覚した場合は、合格を取り消します。
6. 今回の職種の採用試験に申し込まれた方は、令和8年度に宍粟市が実施する同一職種の採用試験に申し込むことはできません。
7. 受験に際しての提出書類は、結果にかかわらずお返ししません。
8. 障がいのある人で試験時に合理的配慮を必要とする場合は、可能な範囲で対応しますので申込時に申し出てください。その場合、試験日程が変更になることがあります。

3 試験日時・場所・方法等

日時・内容・説明等	
試験日	令和8年8月8日（土）
受付時間	午前8時50分～午前9時20分 （注意）受付時間は厳守のこと。原則として遅刻は認めません。
試験時間	午前9時30分～午後2時（終了時刻は予定で受験者数により前後します。）
試験会場	宍粟市役所 電話番号 0790-63-3178（直通） 所在地 宍粟市山崎町中広瀬133番地6
試験当日 持参するもの	<p>(1) <u>受験票（写真がカラー印刷されたもの）</u> 注意・受験票がないと受験できません。 ・受験票に写真がないもの及び本人確認できない写真の場合は、受験できません。</p> <p>(2) 筆記具（HBの鉛筆またはシャープペン、消しゴム）</p> <p>(3) 時計が必要な方は各自で持参してください。 なお、時計は時計機能だけのものに限りません。スマートフォン・携帯電話を時計として使用することは認めません。</p>

	対象職種	試験内容
試験内容	学芸員	<p>(1) 小論文試験 60分 指定課題に対する理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力をみるための試験</p> <p>(2) プレゼンテーション面接試験 20分（質疑応答10分含む） 指定課題に対する知識・論理的思考力、表現力等をみるための試験（応募者に別途課題を通知します。）</p> <p>(3) 個別面接試験 15分 ※申込み人数によっては、個別面接試験を集団面接試験に変更し、別日程で、8/8の試験の合格者に対して第2次試験として個人面接試験を実施する場合があります。この場合、パブリックコネクトサイトのメッセージにてお知らせします。</p>
可否通知	令和8年8月下旬を目途に、受験申込みの際に申込サイトに登録いただいたメールアドレス宛に通知します。（パブリックコネクトサイトのメッセージにて通知）	

4 合格発表から採用までの流れ

- (1) 最終試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、健康診断証明書（市所定の様式に病院で証明を受けたもの）を提出いただき、その結果、勤務に支障がないと認められたときは、令和9年4月1日に採用の予定です。
- (2) 採用候補者名簿は、令和10年3月31日まで有効です。なお、有効期間内に必ず採用が行われるものではありません。
- (3) 必要に応じて、受験資格の有無、申込書記入事項について、証明書などで確認します。申込みの記入内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 採用決定を受けた人が、令和9年3月末までに採用に必要な資格等が取得できない場合は採用候補者名簿から削除します。

5 給与・福利厚生等

- (1) 給料（初任給） ※地域手当を含む

職種	区分	金額（R8.4.1現在）
学芸員	4年制大学を卒業した人	241,280円

※令和8年4月1日現在の学歴別の初任給に地域手当を加算した金額です。
卒業後の職務経験等に応じて給料が加算されます。

- (2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当等を穴粟市職員の給与に関する条例・規則の規定により支給します。

- (3) 休暇等

年次有給休暇（20日）及び特別休暇として夏季休暇（5日）、病気休暇、子の看護等休暇、介護休

暇、産前産後休暇、結婚休暇、忌引休暇などの各種休暇制度がありますので、安心して働くことができます。

育児のための休暇が充実しています！ ～男性育児休業と子どもの看護等休暇～

男性の育児休業取得期間が他市町より長期間の取得実績となっています！

令和6年度の男性育児休業取得率は58.8%となり、平均取得期間も5か月と、他市町より長期間の取得実績があり、かなり育児休業を取得しやすい職場環境となっています。

子の看護等休暇の対象を中学生まで拡大しました！

子の看護等休暇とは … 子どもの病気（風邪）や予防接種、健診、入学（園）式などのときに取得できる特別の休暇（上限 10 日）

令和5年度まで	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
小学校に入学するまでの子が対象	中学校に入学するまでの子に対象拡大	子どもの入園式や入学式に出席することについて取得要件を拡大	満15歳に達する日以後の最初の3月末までの間にある子に拡大

(4) 福利厚生

兵庫県市町村職員共済組合や兵庫県市町職員互助会に加入します。健康保険や年金等の制度や各種給付金・手当金等の制度も充実しています。

(5) 退職金

兵庫県市町村職員退職手当組合に加入し、同組合の規定に基づき退職時に退職手当が支給されます。

6 試験結果の開示

この試験の結果は、個人情報保護に関する法律第69条第2項の規定により、下表のとおり口頭で開示請求することができます。なお、電話やはがきによる請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする写真付きの書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参のうえ、受験者本人が直接お越しください。

試験区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間 (土・日・祝日などの 閉庁日は除く)	請求先及び 開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び総合順位	合否通知の日から 1か月間	宍粟市役所 総務部人事課 (本庁舎3階)
第2次試験 ※実施した場合	不合格者	総合順位		

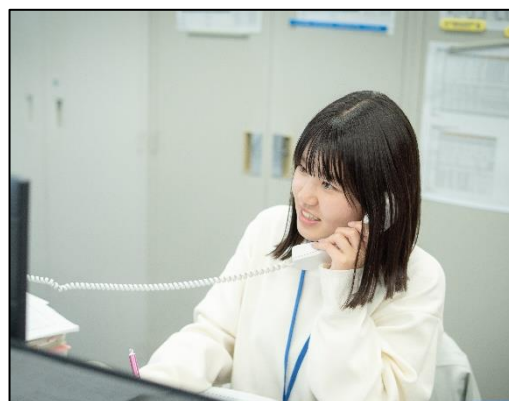
7 先輩職員に聞いた宍粟市役所を選んだ理由は？

宍粟市役所に入庁した先輩職員に宍粟市役所を選んだ理由を聞きました。



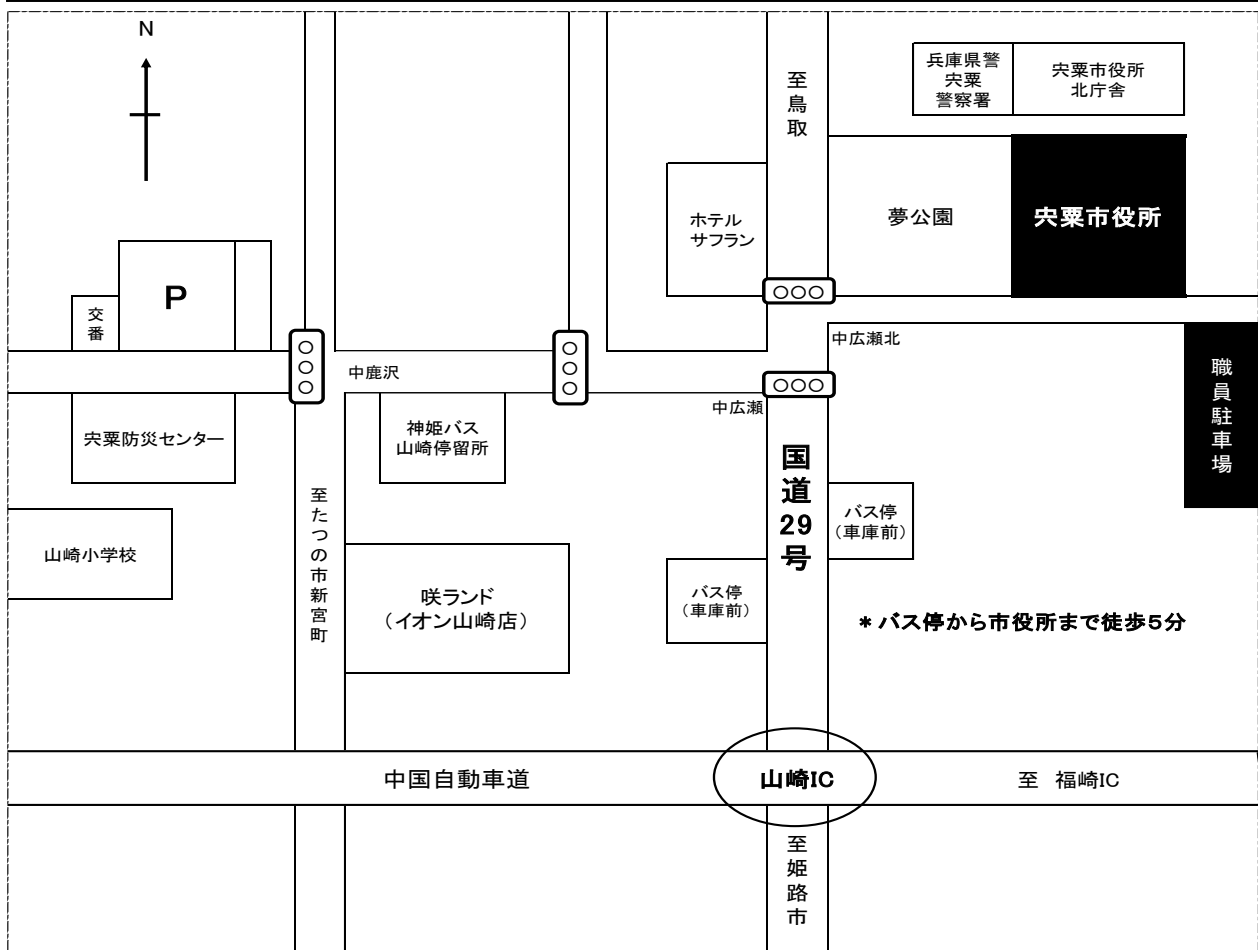
「生まれ育った宍粟市に何か恩返しができないか」と思い宍粟市役所を選びました。20年間一度も離れることなく生活してきた宍粟市への恩返しとしてこれからも住み続けること、また、地域の活性化に貢献できるようにひとつひとつ仕事を覚え、成長していきながら一生懸命頑張っていきたいと思います。

高校時代に地元の魅力や住民の方の熱意を実感し、大好きな宍粟市の力になりたいと思い宍粟市役所を選びました。優しい先輩方に支えられながら、チームで働く喜びを感じています。宍粟市職員として一日も早く地域のみなさまに貢献できるよう、学び続けることを忘れず精一杯頑張ります。



地元である宍粟市のみなさんに「生涯安心して宍粟市で生活してほしい」との思いから、高齢化が進む宍粟市の健康課題に保健師として微力ながらお役に立ちたいと考え、宍粟市役所への転職を決意しました。宍粟市は市役所が担う役割が多く、仕事にやりがいを感じられる職場です。より良いまちづくりのために今後入庁されるみなさんと一緒に働けることを楽しみにしています。

試験会場(周辺図)



※車では・・・

- ・ 姫路から、国道29号を北上約50分
- ・ 中国自動車道、山崎インター (ETC専用) 降りて約3分

※公共交通機関では・・・

- ・ JR姫新線、播磨新宮駅から神姫バス「山崎」行き 約20分
- ・ JR姫路駅から神姫バス「山崎」行き 約1時間
- ・ JR三ノ宮駅から神姫バス「山崎」行き 約1時間35分 (中国道経由ハイウェイバス)

※車でお越しになる受験者のみなさまへ【厳守】

- ・ 会場周辺の無断駐車は、付近の方のご迷惑になりますので、必ず試験会場の専用駐車場または職員駐車場をご利用ください。
- ・ 会場の駐車場数には限りがございますので、公共交通機関等のご利用にご協力ください。

【お問い合わせ】

宍粟市役所 総務部 人事課
 住所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
 TEL 0790-63-3000 (代表)
 0790-63-3178 (直通)